## 平成30年第8回菊池市教育委員会会議録

日 時 平成30年8月20日(月)午後1時30分

場 所 本庁舎3階304会議室

出席者

教育長 教育長職務代理者 教育委員 教育委員 教育委員 教育委員 教育部長 菊池市生涯学習センター長 教育審議員 学校教育課長 生涯学習課長 社会体育課長 学校給食管理室長 菊池市中央公民館長 菊池市中央図書館長 学校教育課指導主事 学校教育課指導主事 泗水幼稚園長 学校教育課総務係長

渡邉和博 松岡義博 森 智保美 江 藤 継 喜 生 田 博 隆 芹 川 幸良子 大 山 堅四郎 木 村 利 昭 横手 満 木 下 徳 幸 笹原 猛 吉 田 武 竹 村 秀 -山 本 美千代 安永秀樹 久 保 敦 嗣 上 田 浩一郎 井 本 かおる 磯田貴博

19名

## 日 程

- 1. 開 会
- 2. 議事録の承認について
- 3. 教育長の報告
- 4. 議 案
  - 第25号 菊池市公民館条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 第26号 菊池市営プール条例の一部を改正する条例の制定について
  - 第27号 菊池市立体育館条例及び菊池市営グラウンド条例の一部を改正する 条例の制定について

第28号 菊池市立体育館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

- 5. 報告案件
  - (1) いじめ・不登校について(学校教育課)
  - (2) 全国学力・学習状況調査結果について(学校教育課)
  - (3) 菊池市立泗水幼稚園移譲先事業者選定委員会の設置等について (学校教育課)
- 6. その他

開会

渡邉教育長

こんにちは。2、3日前から朝晩は幾分しのぎやすくなって、久しぶりにエアコンを切って休めるようになったようですけれども、昼間は相変わらずです。

8月10日に子ども議会に続きまして臨時の教育委員会議も開かせていただきました。本当にありがとうございました。夏休みは、マスコミ等によると水の事故も全国的にあるようですけれども、菊池市の場合、水の事故あるいは熱中症等で現在のところ夏休み中に大きな事故があったという連絡はありませんし、夏祭りなどで子どもたちの姿も見られてよかったなというふうに思っているところです。

学校のほうは13、14、15日と閉庁になりましたけれども、その間にも 特に教育委員会のほうに緊急の連絡もありませんでしたので、無事に職員も先 生方も子どもたちも過ごせたんじゃないかなと思いますが、夏休み残り1週間、 引き続き無事で過ごしてくれればいいなと願っているところです。

座ってから開会いたします。

それでは、ただいまから平成30年第8回菊池市教育委員会議を開会いたします。

会議次第に従い「平成30年第2回臨時会及び第7回の議事録の承認について」を議題といたします。

教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、第2回臨時会及び第7回 の会議録に記載した事項について異議はございませんか。

## 委員一同 異議なし

渡邉教育長 異議がありませんので、「平成30年第2回臨時会及び第7回の議事録について」は承認することに決定いたします。

次に、教育長の報告を議題とします。私から報告いたします。

別紙がありますでしょうか。8月は管内教育長会議がありませんので、動静 についてと今後の予定について報告いたします。

まず、動静についてですけれども、7月21日科学の祭典 in 菊池、文化会館 小ホールがいっぱいになる盛会でした。

7月21日から23日が県の中体連大会。

それから、7月22日、菊池市のふれあいレガッタ、32チーム参加したようです。

7月23日、市教育支援委員会。

7月25日、小中学校前期前半の終了日となりました。

7月26日、27日とイングリッシュデイキャンプが菊池市文化会館、泗水公民館で行われました。合計34人の参加だったようです。同時に、市の童話発表大会もありました。

7月28日市の人権同和教育研究大会。

7月31日森の学校きくちが8月2日までありました。中学校29人参加しております。

8月1日青少年育成キャンプ。小学生ですけれども、48人の参加です。夜、 熊日旗市民センター野球大会開会式がありました。

8月4日菊池夏祭り。ここで記入漏れしておりますけれども、プラチナ未来 人材育成塾もこの日から9日までありました。中学生7人が参加しております。

8月5日きくち童謡唱歌祭がありました。48組の参加でした。

8月6日、菊池地区教科用図書採択協議会。

8月9日、市初任者研修、地域理解の部でした。

8月10日、こども議会と市の臨時教育委員会議がありました。

8月17日、B&Gの南九州スポーツ大会、県の市町村人権同和教育連絡協議会。

8月19日、熊本ヴォルターズバスケットクリニック。小中高生で行われました。記入が漏れていますけれども、コッコファームカップレガッタがございました。200人以上の参加がありました。

8月20日、市の教育委員会議ということです。

今後の予定としまして、8月21日、庁議。

8月22日、市内校長会議。それから、市立泗水幼稚園移譲先選定委員会があります。

28日、菊池市議会の開会。

9月3日、菊池市議会、予算決算常任委員会。

4日からが一般質問があります。4日には定例教育長会議もあります。

9月8日から23日までが県民体育祭。8日には少年の主張県大会がございます。同時にロアッソタウンデーがあります。

9月13日、高校魅力化全力会議。

9月14日、社会を明るくする運動全体会。

9月18日、花房小学校の総合訪問。

9月19日、菊池市議会の予算決算常任委員会。

9月20日、市の教育支援委員会。

そして9月21日、市の教育委員会議の予定です。それから、その日が菊池 市議会の閉会というふうになります。

ただいまの教育長報告について質疑はありませんか。

## 委員一同 なし

渡邉教育長 教育長の報告についてはこれで終わります。

続きまして、これより議事に入ります。

議案第25号「菊池市公民館条例等の一部を改正する条例の制定について」 を議題とし、事務局から説明をお願いします。

山本館長。

山本中央公民館長 中央公民館の山本です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第25号「菊池市公民館条例等の一部を改正する条例の制定 について」ご説明をいたします。

菊池市生涯学習センター敷地の分筆登記の完了によりまして、条例の一部を 改正する必要があることから、今回この条例案を提出するものです。

内容につきましては、議案の1ページからになりますが、3ページの新旧対 照表にてご説明をしたいと思います。

初めに、菊池市公民館条例です。第19条につきましては、1行目の地方自治法(昭和22年法律第67号)の文言が前段の第9条で出てまいりますので、2回目につきましては年番号を省略することから括弧内の昭和22年法律第67号を削除するものです。

また、下段の第2条関係の別表第1ですが、中央公民館の位置が生涯学習センター敷地の分筆登記が終了したことに伴い、菊池市隈府872番地から菊池市隈府872番地1に変更となるものです。

同様に4ページの菊池市図書館条例の第2条中の図書館の位置につきまして も、菊池市隈府872番地1と変更となります。

さらに、図書館条例につきましては、第10条第3項に第4条第5号とありますが、第4条は第3号までしかないこと、また、館長の文言が使われているのが第4条第3号であることから、第4条第5号を第4条第3号に変更するものです。

最後に、5ページの菊池市生涯学習センター条例の第2条中の1につきましても、同様に菊池市隈府872番地1と変更となります。

以上で説明を終わります。

渡邉教育長 ただいまの説明について質疑及びご意見はありませんか。

委員一同 なし

渡邉教育長 それでは、質疑もないようですので採決いたします。 議案第25号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邉教育長 異議なしと認め、議案第25号は原案のとおり承認することに決定いたしま す。

> 続いて、議案第26号「菊池市営プール条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、事務局から説明をお願いします。 吉田課長。

吉田社会体育課長 6ページをお願いします。

菊池市営プール条例の一部を改正する条例の制定について。菊池市営プール 条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

これにつきましては、先ほどの公民館条例等の一部改正のものと関連の案件になります。

提案理由としましては、菊池市営プールの建設に伴う分筆登記の完了により、 条例の一部を改正する必要があるということで、これにつきましては今の生涯 学習センターのところがもともとプール用地でございまして、今回そこにプー ルを新しく建設したことに伴いまして、確定測量を行いました。それによりま して、今回、分筆登記を行ったところでございます。そういうところから、今 回この議案を提出するところでございます。

詳細につきましては、こちらのほうの資料の8ページの新旧対照でご説明を 申し上げたいと思います。

8ページをごらんいただきたいと思います。こちらのほうが市営プール条例の新旧対照表ということで別表第1の第2条関係ということになりますが、現行の名称が菊池市営菊池プール、位置が菊池の隈府の872番地になっております。改正案としましては名称が菊池市営菊池プール、それから位置が菊池市隈府の872番地の2ということで、今回分筆したことによりまして枝番がついたということになります。

以上、説明とさせていただきます。

渡邉教育長 ただいまの説明について質疑及びご意見はありませんか。

委員一同 なし

渡邉教育長 それでは、質疑もないようですので採決いたします。 議案第26号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邉教育長 異議なしと認め、議案第26号は原案のとおり承認することに決定いたします。

続いて、議案第27号「菊池市立体育館条例及び菊池市営グラウンド条例の 一部を改正する条例の制定について」を議題とし、事務局から説明をお願いし ます。

吉田課長。

吉田社会体育課長 それでは、資料の9ページをお願いいたします。

菊池市立体育館条例及び菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制 定について。菊池市立体育館条例及び菊池市営グラウンド条例の一部を改正す る条例を次のように制定するものとするということで、提案理由につきまして は、こちらに書いております。

旧追水小学校の財産譲渡に伴い、菊池市立追水体育館及び菊池市立追水グラウンドを社会体育施設として利用廃止すること、並びに迫間グラウンドを社会体育施設として利用開始すること等に伴い、条例の一部を改正する必要があるということです。

こちらにつきましては、以前からお話をしていた旧追水小学校の跡地でございます。ご存じかと思いますが、旧追水小学校の全体を企業に売却の予定があるということで、今回、社会体育課の管轄であります体育館とグラウンドが社会体育施設としての位置づけがなされておりましたので、その利用を廃止するということでございます。

それからまた、こちらは別の案件になりますが、迫間グラウンドについては、場所が迫間体育館というところになります。こちらのほうは元菊池北中の寮があったところの場所になりますが、その迫間体育館の隣に2,600平米ほどのグラウンドがございまして、ここを今回、社会体育施設としてのグラウンドにしたいということで提案するものでございます。現在、グラウンドゴルフ等の利用者が多いということで、今回、社会体育施設として利用開始をするものでございます。

詳細については、資料の11、12ページです。まず11ページからご説明を申し上げますので、11ページをごらんいただきたいと思います。

こちらが体育館条例の新旧対照表になります。漢字が一部間違えた点がございましたので、こちらも今回改正するものでございます。

現行の文言ですと、菊池市立やまびこ体育館の位置のところが、菊池市斑蛇口1390番地になっておりますが、斑の字が、中のほうが「文」の字になっております。実際、住所等で使う場合は「リ」になりますので、改正案では菊池市斑蛇口の斑の字を「リ」に置きかえるという形での修正をしたいというふうに考えているところでございます。

また2点目が、現行のところの、下のほうから2番目になりますが、名称が 菊池市立迫水体育館、位置が菊池市重味2836番地の1、こちらを今回削除 するという形での改正案になるところでございます。こちらが市立体育館条例 の改正案になります。

続きまして、12ページをごらんいただきたいと思います。

こちらがグラウンド条例の改正の新旧対照表になります。別表第1、こちらも、菊池市営やまびこグラウンドの位置のところが菊池市斑蛇口1391番地の1の斑の字が、中が「文」になっております。そういうことで今回、斑蛇口の斑を「リ」のほうに修正をするというところでございます。

それからまた下のほうにいきまして、下から2番目、現行のところでございますが、菊池市立迫水グラウンド、位置のところが菊池市重味2836番地の1、こちらを削除するというところになります。それが現行のところの削除になります。

それからまた、改正案のところを見ていただきますと、一番下のほうになりますが、菊池市営グラウンド、菊池市大平636番地の1、こちらを追加するという形になります。改正案のところが今回の修正した後になります。 以上、説明とさせていだたきます。

渡邉教育長 ただいまの説明について質疑及びご意見はありませんか。 松岡職務代理。

松岡職務代理者 議案の提案内容については異議ありませんが、現在、迫水小学校の跡地の 売却等について新聞報道では一応拝見いたしました。委員会の中で把握されて いる範囲内でいいと思うのですけど、特に社会体育の中でも、跡地の売却が決 定したから廃止ということが前提ですよね。売却した後の活用ですよね。活用 について、新聞である程度は聞いているつもりですけど、わかる範囲で説明を いただければと思います。

渡邉教育長 吉田社会体育課長。

吉田社会体育課長 今の松岡委員さんのご質問にお答えします。

一応こちらについては新聞等で報道されておりますので、私のほうでわかる 範囲内でご説明したいと思います。

まず、こちらについては、企業名が株式会社山口油屋福太郎というところになります。こちらは福岡県の福岡市が本社の企業さんでありまして、皆様方がご存じなのは、特にお土産などで有名な「めんべい」などをつくられている食品の製造会社でございます。

今回、迫水小学校につきましては、学校全体、校舎から運動場、体育館、全てを利用されるというところでの売却になろうかというふうに聞いております。基本的にはグラウンドあたりはエミューというダチョウみたいな鳥がおります。それを多分放し飼いだとは思いますが、そういった形で育成をして、それをまた食品加工的な部分を含んで考えられているというところはお話を聞いておりますが、正式なところはちょっとまだわかりません。あと、カフェレストランみたいな計画もあるというようなところまで。そういったところまで私のほうで把握しているところであります。詳しいところについては企画振興課が専門的にこちらは取り扱っておりますので、そちらだったらまだ詳しくわかるかと思いますけど、私の知っている範囲内では以上です。

松岡職務代理者 わかりました。新聞に書いてあったとおりですね。 ありがとうございました。

渡邉教育長 そのほか、質疑及びご意見はありませんか。 大山教育部長。 大山教育部長 ちなみに、補足をしておきたいと思いますが、この売却に当たっては地域の 皆様方にもお集まりをいただいて、こういった活用をやりたいということでご 了承のもとに進めているということでございますので、グラウンド等につきま してはなくなるということでございますが、ご理解をいただいた上での活用に なっているということです。

そのほか、質疑、ご意見はありませんか。

委員一同なし

渡邉教育長

渡邉教育長 ないようですので採決いたします。

以上です。

議案第27号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邉教育長 異議なしと認め、議案第27号は原案のとおり承認することに決定します。 続いて、議案第28号「菊池市立体育館条例施行規則の一部を改正する規則 の制定について」を議題とし、事務局から説明をお願いします。 吉田社会体育課長。

吉田社会体育課長 それでは、資料の13ページをお願いいたします。

菊池市立体育館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について。菊池市立体育館条例施行規則(平成17年教育委員会規則第35号)の一部を改正する規則を次のように制定するものとするということで、提案理由につきましては、社会体育施設である菊池市立龍門体育館並びに菊池市立河原体育館を規則での位置づけをするため、規則の一部を改正する必要があるということで、こちらについては平成26年に龍門体育館、それから河原体育館、迫水体育館ということで、一応、学校体育館を社会体育施設に位置づけしております。ただ、このときに条例の改正は行っておりますが、規則の改正がなされていなかったということで、今回、改正を行うものでございます。

そういうことで、詳細については15ページをごらんいただきたいと思いま す。下線部分のところが改正部分になります。

まず、改正案のところをごらんください。改正案の新のところですね。こちらにまず、上の棒線を引いてあるところで、菊池市立龍門体育館、それから、菊池市立河原体育館を今回追加する改正案になります。

またもう一つが、現行のところの旧に菊池市立旭志体育館のところも棒線を引いてありますが、ここのところにつきましては、その上の菊池市立七城体育館と菊池市立泗水体育館の枠のところに、ひとくくりにするという改正案になります。休館日とかの内容が、事業時間も同じ時間帯で休館日関係も同じ形に

なりますから、これをひとくくりにしようということでの改正をするものでございます。改正後は、改正案のところの新の形になるところでございます。 以上、説明とさせていただきます。

渡邉教育長 ただいまの説明について質疑及びご意見はありませんか。

委員一同 なし

渡邉教育長 質疑もないようですので採決いたします。

議案第28号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邉教育長 異議なしと認め、議案第28号は原案のとおり承認することに決定いたします。

5番目の報告案件に移ります。

いじめ・不登校について事務局から報告をお願いいたします。

久保指導主事、どうぞ。

久保指導主事 それでは、お手元のいじめ・不登校の報告案件をごらんください。着座のま ま報告を始めさせていただきます。

報告資料の1ページをごらんください。

7月の不登校の児童生徒数は、小学生は前の月と変わらず4名、中学生が2 名増えまして18名の合計22名となりました。6月からしますと、大きく増加はしていません。

不登校傾向の児童生徒は、小学生が先月より1名増えて5名、中学生も先月より1名増えて14名、合計19名となっております。傾向の子どもも大きな増加はありませんでした。

不登校や不登校傾向ではなく、病気や経済的理由等で10日以上欠席している児童生徒は、小学生は前の月より9名増えて20名に、中学生は先月より1名増えて22名の合計42名となっております。こちらは10名の増加が見られました。

上から2つ目のグラフをごらんください。不登校数を経年推移で見てみますと、先月が過去5年間で不登校の数は一番多かったのですが、今月は2名増えての横ばいの状態となっています。数的には例年並みということになりますが、先月心配していました急激な増加は見られず、少し落ちついた状況になったと言えます。

なぜ7月に不登校がそこまで増加しなかったか、原因は何かと考えてみますと、3つ目のグラフで示しております不登校傾向の経年推移から読み取ることができます。不登校の増加が少ないのは、不登校傾向の数も先月とほぼ横ばい

という結果が理由ではないかと思われます。つまり、新規の不登校を出さない ためには、傾向の児童生徒の発生を抑えることが、不登校をこれ以上増やさな いことにつながると思われます。

学年別の不登校児童生徒数のグラフを見ていただきますと、中学2年生に1 人転出があり、中学3年生が3名増加ということで、中学3年生だけが増加傾 向となっています。

中学3年生の不登校の理由としまして、人間不信、ひきこもり、特性がある、他の人との関係を拒む、学校に行かなければならないという意識がない、生活習慣の乱れ、親から離れきれないなどがありました。全員理由が違うところもあり、学校現場としては、かかわりを切らさないように家庭訪問や関係機関との連携を進めています。

報告資料の2ページをお開きください。

7月のいじめの報告は、小学校からの報告はなかったのですが、中学校からは、中学2年生男子が1名、中学1年生女子が1名の計2名が上がっております。

報告に上がった学校においては、被害者に寄り添い、冷静にいじめの実態を つかみ、被害者、加害者両方の保護者との話し合いを行い、関係改善に努めて います。

後ほど、具体的ないじめの状況は報告いたします。

一番下のグラフをごらんください。

適応指導教室と心の教室、菊池市SSW、学校支援コーディネーターのいじめ報告をまとめたグラフとなります。青が4月、赤が5月、緑が6月、紫が7月のいじめ相談件数として教室ごとにまとめたものです。

7月の適応指導教室には12件の相談が寄せられており、先月より11件相談件数は減少しています。先月同様に、菊池教室と旭志教室にいじめについての相談が上がっています。

4月からの相談件数総数を見ましても、落ちつかない学級、落ちつかない学年があることがわかってきますが、6月をピーク月として、いじめに関する相談件数が減っていくことを今は期待しているところです。

心の相談室には、いじめ・トラブルに関する相談はありませんでした。

現在は夏休み期間でもありますので、学校としてはSNSのラインに、書き 込みやラインのグループ外しなどが起こっていないかを情報収集を行い、夏休 み明けに不登校をいじめが原因として発生しないように取り組む必要があると 捉えています。

続きまして資料の3ページの適応指導教室利用状況をごらんください。

7月の適応指導教室の相談状況の特徴としまして、いじめ相談件数がありました菊池教室と旭志教室おいては、生活リズム・生活の乱れの相談が多く、友人とのトラブルの相談があっています。

いじめの相談がなかった七城教室と泗水教室は、学習・進路に関する相談が 多く、友人とのトラブルはないという点は同じです。 ただ、気がかりなのは家族・家庭の状況についての相談がゼロではないということです。子どもたちの中には、家族・家庭に関する不安がある状況で生活している子がいるということにもなります。こちらの不安に対しまして、福祉の面での支援が必要と考えられます。家庭によっては何が困っているのかを把握するため、家庭訪問や保護者との接触が必要と思われます。

また、4教室の相談件数の総数は、前の月の267件から245件へと22件減っています。夏休みにも入り、授業数日数が少なかったのが減少の理由と思います。

資料の4ページと5ページの心の教室と菊池市スクールソーシャルワーカー、 学校支援コーディネーターの相談利用状況をごらんください。

5つの心の教室への相談件数は、先月の129件より23件減少しまして106件となりました。

相談件数を見ますと、どの教室にも、その他の相談が多くあっています。次に多いのが、対人関係の相談となり、その次に多いのが学校・教師との関係となります。逆にいじめの相談はなく、非行問題等の相談も1件あるぐらいです。

対人関係として、友だちや先生との関係で悩んでいる様子から、学校が居心地のよい場所になっていないのではないかと思われます。できるだけ早く、関係改善や子と子をつないだり、子と先生を結びつけるような取り組みを行ったり、仲間づくりを中心に据えた学級づくりがポイントになると思われます。

3段目のグラフをごらんください。

菊池市のスクールソーシャルワーカーへの対応・相談件数は23件あり、先 月の11件の2倍の件数となっています。

SSWには、家族・家庭状況の相談が主に寄せられており、医療や福祉とつなぐことで問題の解決に臨んでいます。夏休み期間は、気になる小中学校に出向いて行き、何か対応できる事案はないかと聞き取りを行っています。

学校支援コーディネーターには、50件の対応と相談が学校や子育て支援課から寄せられています。特に不登校に関する関係機関とのつなぎや、ケース会議の相談が多くあっています。各学校の校長先生、教頭先生から連絡が入る体制が整い、委員会から気になる児童生徒に関して、スクールカウンセラーにつなぐといいのか、スクールソーシャルワーカーの対応がよいのかを助言しているところです。

資料の6ページをお開きください。

いじめについて、先ほどいじめ報告で上げました事案について説明いたします。

事案1は、冷やかしが原因でいじめが発生し、現在は謝罪と関係修復が図られているというものです。

事案 2 は、小学校でのトラブルが尾を引いており、周囲との関係をうまく築けずにいるということです。

いじめの定義では、心理的または物理的な影響を与える行為であって、心身の苦痛を感じるものとありますように、受けた側が苦痛と感じれば、いじめであるということになります。

では、具体的にどのようなことが実際に起こるといじめとなるのかは、大きく12項目に分けて述べてみます。

文章の中に書いておりますように、上記の2つの事案で見ますと、事案1は 9番の笑いものにするに当たります。

事案2は2番の無視に該当します。発端は他の子にみずから強い口調で話していたことで、周囲が離れていったということになります。周囲が離れてしまい、話しかけられなくなったことが「無視された」と本人が感じれば、いじめの定義からしますと「いじめである」ということになります。

この場合、周囲の子どもたちへの働きかけや関係修復を行うのが教師の役割となります。並行して、いじめを受けたという子や親へ謝罪をし、家庭訪問や教育相談など本人に寄り添っていくことも行うことの一つになります。

本人の強い口調で関係がうまく築けないと気づいた時点で、カウンセラーや特別支援教育巡回相談につなぐ必要があります。「いじめられた」と本人が思う前に対処しておくことがいじめの防止になり、いじめられる側に立った対応を丁寧に行うように学校総体として取り組めば、家庭の協力も得られるようになるものと思います。

報告は以上になります。

渡邉教育長 ただいまの報告について質疑及びご意見はありませんか。 松岡職務代理者。

松岡教育長職務代理者 今、報告をいただいた中で、特に夏休みの小学生、中学生の児童の 過ごし方といいましょうか、昔と今は随分変わっているような気もしまして。 大体どんな形で夏休みを過ごしているのか。わかる範囲内でいいですから、ちょっと教えていただけますでしょうか。

渡邉教育長 久保指導主事。

久保指導主事 今年の夏はとても暑かったせいか、あまり子どもたちを外で見ることが少なかったように思います。ところが、隣の中央図書館に行きますと、部活帰りの子がたくさんおりました。そこで勉強したり昼食をとりながら一日を過ごすというような、冷房のついているところで過ごすような子どもたちが多いのかなと思われます。

また、朝からは部活動あたりの練習を中学生はやっておりますが、小学生も プールへ泳ぎにいったりというのは見られたところです。 ただ、日ごろどうしてるのかなと思うと、どちらかというと家で過ごすこと のほうが多い子が多かったのではないかなというのが、今年の状況から見られ ます。

ですから、そのことを考えますと、家で過ごすとなると友達と関わることが 少ないので、やはりSNSという媒体を使って友達と情報交換をしたりとかし ていると思われます。その中で、自分で中身が良いことか悪いことかを判断で きずに、遊び感覚で情報を交換している中でいじめが起こったり、変な情報が 流されて犯罪に巻き込まれたりというのを非常に心配したところです。

ですので、先ほどの報告の中で、学校としてはSNSの状況あたりをどのくらい使われているのかなというのを話していく必要があるかなと今思っているところでした。

以上になります。

渡邉教育長 松岡職務代理者。

松岡教育長職務代理者 ありがとうございます。今は情報通信機器、特に携帯とかスマホとか、小中学生が所持している割合、学校で使用は禁止されていると思いますけど、所持しているのは大体児童数の何割ぐらいなのでしょうか。

渡邉教育長 久保指導主事。

久保指導主事 4、5年前か、2、3年前かちょっと定かではないんですが、菊池市の教頭会のほうで子どもたちの携帯の所持率を小中学校でアンケートをとりました。そのときの数字が約90に近い数字でしたので、80%は超えておりました。その80%を超えた子どもたちの所持率だけではなくて、ちょっと驚きましたのがお父さんお母さんの携帯を使ってそういうSNSを利用している子どもは所持率に入っておりません。ですから、ほぼ全員に近いんじゃないかなというような実態がそのことで見られたところでした。

ただ、子どもたちが親のスマホを借りて使った場合は、どういうところに入っていったのか、アクセスラインとか全部消した状態で渡していますので、そこが非常に怖いなとは現状について感じたところでした。

ですから、今の時点も80%以上は持っているんじゃないかなっていうのが 実態として挙げられるのかなと思います。

私からは以上です。

渡邉教育長 松岡職務代理者。

松岡教育長職務代理者 ちょっと補足的に。その割合は、小学生と中学生の割合はどうなんですか。

渡邉教育長 久保指導主事。

久保指導主事 小学生よりも中学生がほぼ全員に近いような数字なんですが、ただ小学生も、 高学年になると持たせてあるというところが多いようです。そこが発端かもし れませんが、学校に携帯を持たせていいかという問い合わせが小学校でも起こ っていると思います。帰り道が心配なのでとか塾の帰りの連絡をとりたいとか いうことでの学校に対して携帯電話の所持について要望を上げるという保護者 も実際多くなっているのかなというふうに思います。 以上です。

渡邉教育長 松岡職務代理者。。

松岡教育長職務代理者 ありがとうございました。

渡邉教育長 ほかに質疑、ご意見ありませんか。 芹川委員どうぞ。

芹川委員 菊池北中の7月の心の教室の件なんですけど、不在とは、どういうことでしょ うか。

渡邉教育長 久保指導主事。

久保指導主事 7月1日でお辞めになられました。6月までは勤務されました。

今、抜けたところに募集をかけまして、ハローワークから2名ほど上がってきておりまして、先週1名面談が終わりまして、今日面談をもう1人行います。ただ、どうしてもなかなか人がいないという現状での募集でしたので、いい人が見つかればなと思いながら今日の面談に臨むことになっています。以上です。

渡邉教育長 そのほか、質疑、ご意見ありませんか。

委員一同 なし

渡邉教育長 それでは続いて、全国学力・学習状況調査結果について、事務局から報告をお 願いします。

上田指導主事どうぞ。

上田指導主事 それでは、私のほうから全国学力・学習状況調査結果につきまして報告のほ うさせていただきたいと思います。座ったまま失礼いたします。 資料につきましては別紙資料のほうでご説明をさせていただきたいと思いま す。

新聞等でもご存じかと思いますけれども、本年度4月17日の火曜日に全国学力・学習状況調査が実施されました。調査対象は小学校6年生、それと中学校3年生ということになっております。なお、調査内容につきましては、主に知識に関する問題がA、そして活用に関する問題を主としたものがB問題、そして3年に1度の理科教科が本年度ありましたので、本年度は合わせて5教科的な内容で実施をされております。

また、児童の生活習慣調査、いわゆる質問紙調査というのも実施されております。あわせて学校側の質問も実施されておりますので、それを踏まえての報告ということで進めさせていただきたいと思います。

まず、1ページ、2ページにつきましては、本年度の菊池市の概要をまとめたものになります。

まず、学力調査におきましては、小学校のほうは国語A、算数Bが全国平均をやや下回っておりますけれども、ほぼほぼ全国平均並み。特に国語Bにつきましては、昨年度以上に非常に高い正答率が出ておりまして、それぞれの学習状況、成果としては非常に良好ではないかと感じた次第です。

それと、中学校におきましては、結果を見ていただいておわかりのように、 まだ残念ながら全ての教科におきまして全国平均を下回っておりますけれども、 昨年度の全国平均結果と見ましても、わずかではありますけれども、少しずつ 全国平均には近づいている、結果としては出ております。

それと、2ページのほうにつきましては、3番になりますけれども、先ほど申しました質問紙調査の中での菊池市の特徴的なところをピックアップしたものになります。

小学校におきましては、まず、子どもたちですけれども、望ましく、全国平均を非常に高く上回っているものにおきましては、地域行事やボランティア活動へ積極的に参加ができている。これは全国の中でもかなり高い数値が上げられておりました。また、基本的生活習慣、早寝・早起き・朝ごはんにつきましても非常に良好ということで、幼保・小中連携の成果も出ているのではないかと思います。

また、これにあわせて、学校職員のほうも、いわゆる個別学習、補充学習等を非常に熱心に行っていただいている、あるいは地域と連携した学習活動も実践ができている。また、ICTを効果的に活用した授業、これにおきましても全国の調査結果の中でも非常に高い数値が出ておりましたので、そういった意味では非常に良好なところも見られております。

同じく中学校におきましても、望ましい傾向としましては、基本的生活習慣、 あるいは話し合いで自分の考えが深められているという項目も非常に高い数値 が出ておりました。

そして、特に今回うれしかったのは、中学校生徒が「先生はよいところを認めてくれている」という項目が非常に高い数値が出ておりましたので、中学校

の先生方も子どもたちのよさを一つ一つ細かく褒めながら実践をされているの ではないかと感じた次第です。

また、学校側としましても、ICT、これは中学校としては活用ができているというようなところが非常によい点で出ておりました。

ただ、今後、各学校にどのようにこの菊池市の結果をお伝えして、そして今後の改善につなげていくかというところを今年度は特に考えましたので、この3ページ以降におきましては菊池市の課題を中心に分析をまとめたものになります。

それでは、5ページから説明します。5ページから10ページにつきましては小学校の各問題、例えばこの5ページにつきましては、国語Aの中で県と一番開きが出た問題、いわゆる県よりもかなり落ち込んでいた問題というものをそれぞれの分析ごとに1間ずつ出したところです。

例えば国語Aの問題でいきますと、敬語の使い方の問題なんですけれども、 非常に間違いが多かった問題です。「私の母がおっしゃっていたのですが」とい うふうに使っています。つまり、子どもたちは敬語はわかってるんだけれども、 実際の使い方っていうところで落ち込みが見られる。形として教えてて、実生 活の中に生かされていないとか、こういう形でそれぞれに分析ができましたの で、これを今度の校長会、そして教務主任会等でお伝えのほうをしていきたい というふうに思っております。

小学校のほうにつきましては、また特に7ページ、算数Aのほうも同じようにしてはおりますけれども、特に算数につきましては学校の特徴が非常にあらわれました。この学校はこの問題が落ち込んでいる、この学校はこの問題が特に落ち込んでいるというふうに、それぞればらつきもありましたので、これにつきましては学校ごとに指導のほうはお伝えをしていきたいと思っております。それと、11ページから17ページまでが同じように中学校のほうを分析したものになっておりますので、また後でごらんいただければと思います。

ただ、菊池市の子供たちの特徴としまして、今回、いわゆる無答が非常に少なかった。つまり、しっかり頑張って書けてはいたんですけれども、残念ながら国語Bの問題で、小学校も中学校も同じ問題なんですけれども、条件を与えられたものに対して、つまり100字以内にまとめなさいとか、この意見を参考にまとめてくださいとか、そういった条件が与えられたところでその条件を満たしていない、条件をきちんと成立させて書けていないというので非常に落ち込みがありました。おそらく授業の中での感想を一つ先生方が工夫されれば、すぐ改善できていくところですから、あわせてお伝えをしていきたいと思っております。

それと、18ページからごらんいただきたいと思います。18ページ以降につきましては、先ほど申しました質問紙調査の中で、特に菊池市の課題と見られるところを、これは小中学校共通して並べて載せております。上のグラフが小学校、下のグラフが中学校ということになります。

大きく3点です。1点目は家庭学習量が断然、県よりも全国よりも低いです。 それと同じく、家族との会話が少ないというのが出ておりました。そして、週末の過ごし方。家でテレビやビデオ、DVDを見たりゲームをしたりしているという時間が多い。つまり、家庭学習量は少ない、一人でゲーム等をしている、家族との会話は少ない。そういった生活的なところも見られるんではないかというところが出ております。

あわせて20ページになりますけれども、夢や目標を持っているかというと ころも、これも残念ではありますが、特に中学校のほうが夢や目標、まだまだ 当てはまらないのではないかという質問項目の結果が出ておりました。

ただ、これに対しまして、21ページからが、これは先生方にお聞きした質問紙調査になるんですけれども、先生方のほうにつきましてはしっかりと、家庭学習の取り組みを声かけはしている、これは圧倒的に高いです。ですから、やってください、やってくださいという声かけはできている。ただ、中身を具体的に取り組みを指導していますかというのになると落ちるというところが出ておりました。これは小学校も中学校も同じような結果が出ております。

それと、先ほどの夢のことですけれども、「夢や目標について考えさせる指導をしておりますか」につきましても、小学校は「よく行った」がかなり高い数値が出てますけれども、残念なことに中学校のほうが「よく行った」と答えられる先生方が少なかったという結果が出ておりました。

それと最後になります。24ページをごらんいただきたいと思います。24ページはクロス集計の結果からというものなんですけれども、いわゆる家で宿題をしている子は学力は高いかというと、当然高いと思います。あるいは、「しっかりと先生の話は聞いていますか」「はい」と答える子はやはり学力が高い。これは当たり前の数値が菊池市でも出ておりました。

ただ、その中でも特に、クロス集計で差が一番開いたものがここの結果になります。「家で学校の予習復習をしていますか」という項目ですが、これに対して「ちゃんと予習復習をしている」と答えた子と「していない」と答えた子の学力に非常に開きが出ておりました。

以上を踏まえ、25ページを各学校へ具体的方策ということでおろしていき たいというふうに考えております。

大きく6点です。1点目は各校における分析。今、お話をしたような内容でもう一度各学校で部分的落ち込みをぜひ見直していただきたいということ。

2点目は、家庭学習方法の見直し。先ほど言いましたけれども、やりなさい、 やりなさいではなくて、なかなか家庭での会話が少ない状況でもありますので、 よりもう少し具体的に、こういった勉強をしていくといいですよという方法論 をもう一度充実させていただきたいということ。

3点目は、朝活動や放課後等の個別学習等で、もう一度基礎学力、いわゆる A問題を中心に頑張っていただくという取り組み。

4点目は、先ほど申しました書く力ですが、非常に長く書けるようにはなってきてますので、例えば授業のまとめを書かせるときに、80字以内でまとめ

なさいとか、この人の意見を取り入れて書きなさいとか、そういったちょっと した一工夫を入れながら条件つきの文章を書くような練習をしていただきたい。

5点目は、中学校は特になんですけれども、キャリア教育、いわゆる職業体験はしっかりと中学校もできてはいるんですけれども、そういった職業体験をしっかりと自分たちの夢につなげていくっていう、おそらくちょっとした指導かとは思いますけれども、そのようなところも意識していただきたいということ。

そして最後に、やはり小中連携ということも叫ばれておりますので、今度、 小中合同で教務主任会等も合同で毎回行っておりますので、そういった中で少 し時間をとりながら、小学校と中学校のお互いの課題をしっかりと確認をし合 う時間を確保していきたいというふうに考えております。

以上、ここまでが全体的な報告ということになります。

渡邉教育長 全国学力・学習状況調査結果について、質疑、ご意見ありませんか。

委員一同 なし

渡邉教育長 それでは続きまして、菊池市立泗水幼稚園移譲先事業者選定委員会の設置等に ついて、事務局から報告をお願いします。

木下課長どうぞ。

木下学校教育課長 それでは報告案件資料のほうをごらんいただきたいと思います。ページは7ページになります。

5月の教育委員会議のほうでも報告しておりましたとおり、泗水幼稚園の民営化に向けまして、移譲先事業者の選定委員会を改めて設置するものであります。

委員につきましては10名依頼をしております。内訳は学識経験者が2名、地域代表2名、幼稚園保護者代表3名、その他教育委員会が認める者3名でございます。昨年度からの経緯もありますので、なるべく昨年と同じ委員をお願いしたところでありますが、地域代表の泗水地区区長会の福島様、それから幼稚園保護者代表の村山様については今回新規となります。その他の委員さんにつきましては、昨年と同じであります。

それでは、8ページのほうをごらんいただきたいと思います。

次に、今後のスケジュール案でございます。

第1回目の選定員会のほうを今週の水曜日、8月22日に予定をいたしております。中身につきましては経過説明、それから公募要領の作成についてでございます。公募要領につきましては、昨年度の内容を基本としておりますので、一部変更をしているものであります。1回目の会議で公募要領の策定ができれば1回のみとなりますけれども、できなかった場合は近日中に2回目を開催するところでございます。それから、28日に市議会のほうへ説明、その後、保

護者会のほうへも説明をして、9月から公募を行いたいというふうに考えております。

募集期間につきましては約1カ月で、10月に1次審査、2次審査を行いまして、11月に仮契約、そしてその結果を教育委員会のほうでまたご報告をさせていただきます。12月に議会報告をしまして、年明けの1月、教育委員会議のほうで関係議案の上程、それから3月の市議会にまた関係議案の上程を行う予定でございます。平成31年度に入りまして合同保育等を開始しながら民営化がスムーズに行えるように整えながら、32年4月1日の民営化開始となるように計画をしておるところでございます。

あと一つ資料のほうを別添でお出ししております。 2 枚つづりでございますけれども、菊池市泗水幼稚園民営化計画に関する要望書というのがお手元にあるかと思いますけれども、こちらにつきましては30年6月7日付で菊池市立保育園連盟より提出をされたものでございます。

要望の内容といたしましては、ここに4点書いてございます。

1点目が、幼稚園のままでの民間移譲を希望しますということで書かれております。

それから2点目でございますが、認定こども園で募集をする場合は、既存保育園の定員を減らしてほしいという旨となっておりますが、こちらにつきましては子育て支援課への要望でございます。

それから3点目でございますけれども、学童の保育施設、それから病児・病後児施設の併設を移譲の条件にしてほしいということでの要望でございます。

また、4点目、事業者の選定に当たっては、菊池市内の業者に限定してほしいという要望が出されております。

以上、こういった要望書のほうも出ておりますので、この点につきましても 移譲先事業者選定委員会のほうにお示しして、検討いただきたいというふうに 考えております。

以上が今回の泗水幼稚園の移譲先事業者選定委員会の設置等についてのご報告になります。

以上でございます。

渡邉教育長 ただいまの報告について質疑及びご意見はありませんか。 生田委員どうぞ。

生田委員 今の要望書は、先ほどの22日の選定委員会かなんかで利用するんですか。 この扱いはどうするんでしょうか。

渡邉教育長 木下課長。

本下学校教育課長 要望書につきましては、中身のほうにつきましては検討のほうはいたしておりますけれども、この要望書のほうで回答をくださいとか、そういうわけ

ではございませんので、私立の保育園連盟さんのほうの意向はこういったのが 出ておりますということを今度の選定委員会のほうにはこの資料をお出しした いと思います。お出しして見ていただいて、これもお汲みされながら選定委員 会のほうで検討していただきたいと考えております。

以上でございます。

渡邉教育長 そのほかありませんか。

委員一同 なし

渡邉教育長 それでは次に、その他に入ります。

事務局のほうから何か。

事務局一同 なし

渡邉教育長 委員の皆様方。

委員一同 なし

渡邉教育長 ないようですので、本日の委員会はこれで閉会いたします。お世話になりました。

(音源終了)